



消政策第 42-1 号
平成 23 年 8 月 10 日

社団法人日本玩具協会会長 様

消費者庁長官
福嶋 浩彦



鉛を含有する子ども用金属製アクセサリーについて（依頼）

平素より消費者の安全・安心の確保に御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当庁は昨年 3 月、乳幼児が飲み込むおそれのある大きさで子どもが身につける可能性のある金属製アクセサリー（以下「子ども用金属製アクセサリー」という。）に関し、貴団体に対し、鉛の低減対策及び子どもの誤飲防止に係る注意表示を適切に行っていただくようお願いいたしました。

（平成 22 年 3 月 25 日付け消政調第 23 号「鉛を含有する子ども用金属製アクセサリーの取扱いに関するお願い」/http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/100325adjustments_1.pdf）

その後の各事業者の取組状況をフォローアップするため、今般、改めて独立行政法人国民生活センターに依頼し、東京都と大阪府の小売店舗で販売されている製品を対象に、昨年と同様の調査を行いました。

その結果、今般の調査においても、一部の製品から一定量（ $90 \mu\text{g/g}$ ）※を超える鉛の溶出が認められました。

※食品衛生法における金属製のアクセサリーがん具の鉛の溶出限度値を参考にしています。
（本調査の結果は消費者庁のホームページ <http://www.caa.go.jp/adjustments/index.html> で閲覧可能です。）

このため消費者庁では、鉛を含有する子ども用金属製アクセサリーの誤飲などによる子どもの健康被害を防止する対策を、一層強化していく必要があると考えています。

貴団体におかれましては、貴団体会員に対して、今般の調査結果等を周知するとともに、子どもの安全確保のため下記の事項を一層推進するようお願いいたします。

記

1. 子ども用金属製アクセサリーの製品中における鉛の含有状況の把握や、鉛含有量の低減策の推進に一層努めること。

2. 鉛を含有する製品については、製品パッケージへの記載や店頭での掲示などにより、消費者の目に付きやすいところに、鉛を含有する旨や子どもの誤飲防止に係る注意表示を、より積極的に行うこと。

3. カドミウムについても鉛の代替として使用される懸念があるため、鉛と同様の対応に努めること。